

設計業務共通仕様書（広島市水道局）

第 1 編 共通編

第 1 条 準用

「設計業務共通仕様書（広島市水道局）」第 1 編は、「調査・設計・測量業務等共通仕様書（広島市）」の最新版の、「1－1 設計業務共通仕様書」第 1 編を準用する。この場合において、本文を下表のとおり読み替える。なお、本共通仕様書において引用している各種基準、規格、規定、法令等については、常に最新のものを参照しなければならない。

共通仕様書（広島市）に規定されている用語等			共通仕様書（広島市水道局） で読み替える用語等
第 1 章総則 第 1 節総則 (1)	第 1101 条 適用	広島市	広島市 <u>水道局</u>
		土木工事	土木工事（ <u>水道工事</u> ）
		広島市委託契約約款	広島市水道局委託契約約款
		建設コンサルタント等 業務用 A 及び B	建設コンサルタント <u>業務等</u> 用 A 及び B
	第 1102 条 用語の定義	市長	<u>水道事業管理者</u>
		契約書第 18 条	<u>契約約款第 19 条</u>
		「書面」とは、打合せ簿 等の帳票をいい、情報 共有システムを用いて 作成され、指示、請求、 通知、報告、申出、承諾、 質問、回答、協議、提出、 提示が行われたものを 有効とする。 ただし、やむを得ず、情 報共有システムを用い ない場合は、発行年月 日を記載し、記名（署名 または押印を含む）し たものも有効とする。	「書面」とは、打合せ簿等の 帳票をいい、発行年月日を記 録し、記名したものを有効と する。
	第 1107 条 管理技術者	3. 管理技術者は、設計 業務等の履行にあた り、技術士（略）	3. 管理技術者は、 <u>特記仕様書</u> で規定する、技術士（略）
	第 1108 条 照査技術者及び 照査の実施	詳細設計においては、 成果物を取りまとめる にあたって、（略）	<u>土木設計業務等標準積算基準</u> <u>書を適用する</u> 詳細設計におい ては、成果物を取りまとめる にあたって、（略）
	第 1108 条 照査技術者及び 照査の実施 第 1111 条 打合せ等	(2) 照査技術者は、技術 士（略）	(2) 照査技術者は、 <u>特記仕様書</u> で規定する、技術士（略）
		（詳細設計に限る）。	（ <u>土木設計業務等標準積算基</u> <u>準書を適用する</u> 詳細設計に限 る。）
		打合せ記録簿	<u>業務協議内容記録簿</u>

第 1 章総則 第 1 節総則 (1)	第 1117 条 成果物の提出	広島市電子納品の手引	<u>工事・業務委託の電子納品の手引</u> (広島市水道局)
	第 1128 条 再委託	広島市の建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者	広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者
	第 1128 条 再委託	広島市の指名停止期間中	広島市 <u>水道局</u> の指名停止期間中
	第 1132 条 安全等の確保	関係官公署	関係官公 <u>庁</u>

共通仕様書（広島市）に規定されている用語等			共通仕様書（広島市水道局） で読み替える用語等
第 2 章 設計業務等 一般	第 1206 条 設計業務の内容 第 1209 条 設計業務の条件	予備設計	予備 <u>（基本）</u> 設計
	第 1209 条 設計業務の条件	広島市土木工事設計標準図	<u>広島市水道局制定「水道工事設計標準図」及び広島市制定「土木工事設計標準図」</u>
	第 1211 条 設計業務の成果	予備設計	予備 <u>（基本）</u> 設計

第 2 条 適用除外

「調査・設計・測量業務等共通仕様書（広島市）」第 1 編 第 1102 条 第 32 項は適用しない。

第 3 条 詳細設計照査要領

「詳細設計照査要領」は、「調査・設計・測量業務等共通仕様書（広島市）」の最新版の、「1－4 調査・設計・測量業務等共通仕様書（別添）」の「7. 詳細設計照査要領」を準用する。